

消 防 水 利 指 定 承 諾 書

1 指定水利の所在地、種別、型式並びに水量

所在地			
水利種別			
型 式		水 量	m ³

2 承諾期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとし期間満了の 1 か月前に
双方においてこの承諾書改訂の意志表示がないときは、さらに 1 年間有効
期間を延長するものとする。

3 承諾上の条件

ただし、自然現象による状態の変更の責は負わない。

消防法第21条に定める事項を承諾の上、前記のとおり消防水利として指定
されることを承諾する。

令和 年 月 日

所有者（管理者、占有者）
住 所
代表者氏名
連絡先

参考 消防法抜粋

- 第21条 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そう、その他
消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者
の承諾を得てこれを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に
置く事ができる。
- 2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定した消防水利に
は、命令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。
- 3 第 1 項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうと
する者は、予め所轄消防長又は消防署長に届出なければならない。